

新型コロナウイルス感染症を理由とする偏見や不当な差別、風評被害の防止に関する決議

新型コロナウイルス感染症については、本県において、先月30日に初めて感染者が確認されて以降、感染者数が急激に増加しており、県民の不安が高まっている。

そうした中、インターネット上において、感染者や医療従事者、その家族に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みがみられるほか、医療従事者の子どもが保育園への登園を拒否される事案も報道されている。

こうした人権侵害は、決してあってはならず、また、誹謗中傷をおそれて有症者が検査を受けなければ、さらに感染を拡大させる可能性があり、行動歴や濃厚接触者等の情報が得られなければ、感染拡大防止にも支障が生ずることとなる。

また、献身的に新型コロナウイルス感染症と対峙している医療従事者やその家族への偏見や不当な差別は、医療従事者を疲弊させ、医療体制の崩壊を招きかねないものである。

よって、本県議会は、県内で感染が拡大し、県民生活に多大な影響が生じていることから、県に対し、次の事項について強く求める。

- 1 県民の不安を解消するため、正確かつ詳細な情報提供を迅速に行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や不当な差別、風評被害の防止に向けて、市町村や民間と連携し、また、報道機関の協力も仰ぎながら、広く県民に呼びかけるとともに、県民総ぐるみで取り組むこと。

以上、決議する。

令和2年4月28日

富山県議会